起業家発掘,養成事業実施委託業務仕様書

1 事業名

起業家発掘,養成事業実施委託業務

2 事業の目的

愛知県が、引き続き産業競争力を維持し、成長していくためには、従来の産業の 強化はもとより、新たな価値を生み出すイノベーションをこの地域で次々と起こし ていくことが不可欠であり、特に、起業家が継続的に生まれ育つ風土の形成が重要 である。

このため、起業家発掘イベントの開催、イベント参加者のビジネスプラン作成支援及びプレゼンテーションイベントの開催等により、起業しようとする人材を発掘し、起業家として養成する事業を実施する。

3 納入場所

愛知県産業労働部中小企業金融課及び同課が指定する場所

4 委託内容

次の(1)から(5)に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 起業家発掘イベント「ウィークエンド・スタートアップ・キャンプ」(以下、「WSC」という)の開催

これまでにないようなアイデアを持った人材で起業しようとする者を公募 し、各自のアイデアを先輩起業家等によるアドバイスを受けながらビジネスプ ラン等にまとめる場を提供する。

ア 開催時期:平成30年7月から11月までの間で3回程度

イ 募集者数:合計30者程度(各回10人・グループ程度)

ウ内容

- 金曜日の夜から日曜日までの間に、WSC参加者が持つアイデアをそれ ぞれのレベルに合わせてビジネスプラン、事業構想等にまとめ、最終日 に発表する。
- 参加者を支援するため、先輩起業家を始めとした知見を有する者 (3名 程度) がアドバイスを行う。
- 起業家マインドを醸成するため、先輩起業家による講演を実施する。
- (2) WSC参加者のビジネスプラン作成支援等

WSCにおいてまとめたビジネスプラン等のブラッシュアップのための個別支援を実施する。

ア メンタリング (1か月に1回程度以上)の実施 WSC参加者の状況に応じ、メンターによる個別面談 (メンタリング)を行う。

イ 起業家マインド醸成に資する事業 メンタリングの他、WSC参加者の起業家マインド醸成に資する事業を行う。 (例:研修会、ワークショップ等)

(3) プレゼンテーションイベントの開催等

WSC参加者に、エンジェル、ベンチャーキャピタル、大手事業者、メディア等スタートアップ支援者、提携先候補者に対し、自身のビジネスプランを発表する場を提供し、投資・事業提携につなげる調整を行う。

ア 開催時期:平成31年2月頃まで(ビジネスプラン等のブラッシュアップの ために必要な期間を考慮して決定すること)

イ 登 壇 者:WSC参加者のうち6者程度

(4) 東京で開催されるプレゼンテーションイベントへの登壇支援等 WSC参加者のうち、特に優れたビジネスプランを有する者について、東京 都内で開催されるプレゼンテーションイベントへの登壇を支援し、投資・事業 提携につなげる調整を行う。

(5) 情報発信

委託期間を通じて逐次情報発信を行うなど、愛知県のスタートアップ支援を PRする。

5 成果物

- 事業実施報告書(A4版縦) 3部
- ・上記の電子データ 1式
- ・その他、本県が指示したもの
- ※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者(以下「総括責任者」という。)を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 事業内容については、本仕様書及び「起業家発掘・養成事業実施委託業務企 画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、 事業の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計

処理を行うこと。

- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (8) 受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。
- (9) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。